

令和8年度 世田谷区 イノベーション創造支援プログラム  
SETA LIGHT (セタライト) 募集要項

◎応募期間

第1回 令和8年7月1日(水) ~ **令和8年8月14日(金)【必着】**

第2回 令和8年9月1日(火) ~ **令和8年10月14日(水)【必着】**

◎応募資料ダウンロード

以下URLより申請に必要な書類をダウンロードし、記入の上応募ください。

<https://setacolor.tokyo/file/2026/application.xlsx>

◎応募受付

申請は応募フォーム又は窓口・郵送にて受付いたします。

- 1 募集期間最終日の17時まで必着で提出してください。
- 2 封筒に赤字で「SETA LIGHT 応募申請書 在中」と明記してください。
- 3 封筒に担当者名及び連絡先を明記してください。

◎提出・お問い合わせ先

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

担当部署：世田谷区 経済産業部 経済課 運営：SETA LIGHT事務局

ホームページ：<https://setacolor.tokyo/>

TEL：03-3411-6644、FAX：03-3411-6635

メールアドレス：[contact@setacolor.tokyo](mailto:contact@setacolor.tokyo)

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1. 事業概要                 | ……P3  |
| 2. 支援対象                 | ……P3  |
| 3. 支援内容・スケジュール          | ……P6  |
| 4. 補助金支援                | ……P9  |
| 5. 申請手続・審査について          | ……P13 |
| 6. 個別相談・補助金の流れ          | ……P15 |
| 7. 事業者の義務               | ……P16 |
| 8. ネイバースクールSETAGAYAについて | ……P17 |
| 9. その他留意事項              | ……P17 |
| 10. よくあるご質問 (FAQ)       | ……P18 |

## 1. 事業概要

SETA LIGHT（セタライト）は、世田谷に拠点を置く事業者の挑戦を、補助金（最大50万円）＋専門家＋ネットワークでサポートし、事業の成長を支援するプログラムです。世田谷にはさまざまな規模の多彩な事業が息づいています。暮らしのなかで隣近所が支え合うように、事業者も「ネイバーフッド」な関係性で互いの得意領域を行き来し支え合えたら、きっと豊かな営みを生むでしょう。SETA LIGHTは、世田谷に関わる企業・組織とチームを組み、世田谷からの新たな挑戦の促進と、世田谷のまちの発展を目指します。

## 2. 支援対象

本事業の支援対象は、世田谷区内の小規模事業者が、①新製品開発・リブランディング、②マーケティング強化・販路拡大、③業務改善・組織強化などを、専門家と共に新たに実施するプロジェクトとします。

**※支援対象数（外部専門家を含む審査会にて決定）**

**SETA LIGHT：最大27事業者（目安：第1回15事業者、第2回12事業者）**

○対象事業領域

| テーマ                | 詳細   |
|--------------------|--|
| 新製品開発・<br>リブランディング | 既存リソース（資産・ノウハウ）を活かした新製品・サービス開発や、既存製品・サービスのリブランディングを検討している事業者<br>例：BtoB から BtoC 商品の企画・開発、パッケージや Web サイトの刷新 等  |
| マーケティング強化・<br>販路拡大 | 自社製品・サービスにおける、新規マーケティングツールの導入、新たな販売チャネルの開拓、販促ツールの見直しを検討している事業者<br>例：SEO 対策、SNS マーケティング、販売チャネル開拓、各種制作物のデザイン 等 |

|           |  |
|-----------|--|
| 業務改善・組織強化 | 社内各種業務の省力化・省人化に向けた改善、新たな仕組みやツールの導入で生産性向上などを検討している事業者<br>例：各種業務のプロセス改善とIT化による生産性向上、顧客管理や原価管理ツールの導入、店舗やオフィスの改装による作業性向上 等 |
|-----------|--|

(1) 対象事業者

世田谷区内に事務所又は事業所<sup>※1</sup>を有する小規模事業者<sup>※2</sup>（創業者・創業予定者含む<sup>※3</sup>）で、以下の1～8いずれかに該当する者であること

- 1 会社および会社に準ずる営利法人  
（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
- 2 個人事業主（開業届を提出していること）
- 3 特定非営利活動法人
- 4 一般社団法人
- 5 医療法人
- 6 社会福祉法人
- 7 労働者協同組合
- 8 世田谷区の商店街及び商店会に加盟する小規模事業者

※1 事務所又は事業所：営業実態が確認出来るものとし、バーチャルオフィスのみの登録は対象として含まれません。また、世田谷区在住であることは、営業の実態の要件とみなしておりません。

※2 小規模事業者：本事業においては常時使用する従業員数が20人以下の事業者とします。

※3 区内で創業を予定している場合は、交付決定後速やかに法人の登記又は開業届を提出し、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は開業届の写しを提出できること。

【法人の方】

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

【個人事業主の方】

①税務署の電子申告・申請システム（e-Tax）で開業届を提出した方

- ・個人事業の開業等届出書の写し
- ・電子申告・申請システム（e-Tax）より出力される「受付結果（受信通知）」

②税務署の窓口で開業届を提出した方

- ・個人事業の開業等届出書の写し

ただし、以下に掲げる者は申請対象外とします。

- ・過去に地域連携型ハンズオン支援事業産業活性化拠点チャレンジプログラム（HOME/WORK BOOSTER）、世田谷区イノベーション創造支援プログラム（SETALIGHT）、地域連携型ハンズオン支援事業（通称：SETA COLOR PRO・LIGHT・DX・デジタル支援）での助成を受けたことがある者
- ・令和8年度中に、地域連携型ハンズオン支援事業産業活性化拠点チャレンジ支援プログラム（HOME/WORK BOOSTER）、世田谷区中小事業者経営支援補助金、せたがやソーシャルビジネス支援補助金の採択を受けている、受ける予定の者
- ・応募申請にあたって期限までに必要な書類をすべて提出できない者
- ・法人事業税、法人都民税、個人事業税、住民税、賃料、使用料等を滞納している者
- ・事業に必要な許認可や関係法令を遵守していない、またはその恐れがある者
- ・区との契約に関して指名停止を受けている者
- ・民事再生法による再生手続開始や、会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者
- ・同一テーマや内容で、国・都道府県・区市町村等から補助・助成を受けている者
- ・任意団体、宗教法人、政治団体、風俗営業飲食業、風俗関連業（特殊浴場業等）、賭博、ギャンブル業
- ・世田谷区暴力団排除活動推進条例に規定する暴力団・暴力団関係者に該当する者、法令又は公序良俗に反する者
- ・その他、区が適切でないと判断する者

## (2) 対象要件

- ・ 支援終了後5年間は、世田谷区内で事業を継続する意思があること。また、年に1度効果測定のためのアンケート・ヒアリングにご協力いただけること。なお、支援終了後5年以内に、事業所や事務所が区外へ転居した場合などは、年数に応じて交付を受けた補助金の一部を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 区が実施する産業連携のプラットフォームである“SETAGAYA PORT”に参画すること。（詳細 ⇒ <https://setagayaport.jp> へ）
- ・ 個別相談（2回）に出席し、事業のブラッシュアップ等を専門家から受ける意思があるもの。また、個別相談時に必要な事業計画等を事前に作成し、提出できること。

## 3. 支援内容・スケジュール

**期間 第1回：交付決定日から令和9年1月29日(金)まで**

**第2回：交付決定日から令和9年2月26日(金)まで**

SETA LIGHTでは、専門家による2回の個別相談（対面）を通して事業者のプロジェクト計画のブラッシュアップ・フォローアップでサポートし、プロジェクト実行にかかる費用の最大50万円を補助します。

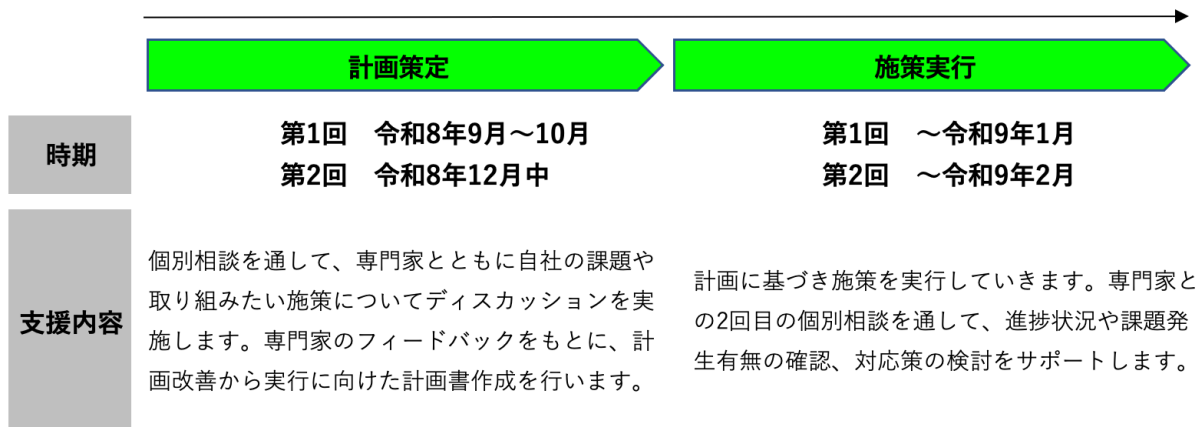
### 支援内容イメージ

小売業やサービス業、飲食業、医療・福祉業、教育・学習支援業、建設・製造業など業種に応じた支援内容を提供します。

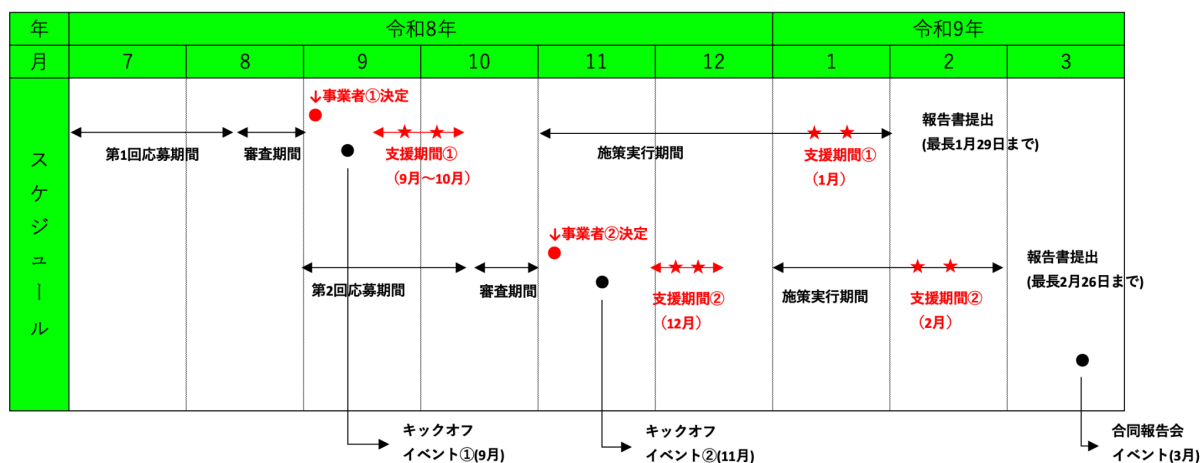
|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p>【卸売・小売業】<br/>飲食店向け青果店</p> <p><b>新規流通・顧客を開拓する<br/>これからの事業プランニング</b></p> <p>感染症対策による飲食店規模縮小で受けた経営不振の打開に向け、配達サービスのプラットフォームで生鮮食品の配達事業を開始。</p>              | <p>【飲食・宿泊業】<br/>レストラン</p> <p><b>フードデリバリーの<br/>次のステップに進むための<br/>開発・改善を支援</b></p> <p>コロナ対策の規模縮小営業で始めた配達事業を、より効果的に行うための商品開発・オペレーションの整備を実施。</p>       | <p>【スタートアップ】<br/>WEBサービス</p> <p><b>目指すサービスの実現に向けたユーザー獲得の戦略立案・<br/>実行支援</b></p> <p>アプリとWebサービスの次期開発に向けて、経営戦略とマーケティング施策を立案。VCからの資金調達もサポート。</p>          | <p>【サービス業(カルチャー)】<br/>劇場運営</p> <p><b>新たな劇場体験・作品の<br/>あり方を開発し、<br/>劇場の再生を目指す</b></p> <p>観客減少で業績が悪化した劇場の経営再生を目指し、参加型の新たな劇場体験コンテンツと近隣施設と連携したワークショップを企画。</p> |
| <p>【医療・福祉業(NPO等)】<br/>福祉作業所</p> <p><b>デザインのかた<br/>想いをかたちに。<br/>福祉活動のリブランディング</b></p> <p>福祉活動の内容や価値をより広く伝えるべく、障害のある方々による作品・製品のリデザイン・リブランディング、販売店開拓を実施。</p> | <p>【教育・学習支援業】<br/>スポーツ教室</p> <p><b>時代に合わせた<br/>情報発信・顧客開拓を目指す<br/>新たな体制構築</b></p> <p>教室参加者の集客施策として、スクールの理念や活動の内容が伝わるPR動画コンテンツを作成・配信する体制づくりを実施。</p> | <p>【その他(食品)】<br/>食品小売・製造</p> <p><b>自社技術をもとに、<br/>新たな視点から生み出す<br/>オリジナル商品開発・販売</b></p> <p>卸販売とともに、受託製造で培ってきた食品製造の技術を活かし、念願の自社オリジナルブランドを開発、販路開拓を実施。</p> | <p>【その他(製造)】<br/>塗料メーカー</p> <p><b>技術を生かした新製品開発と<br/>リブランディングの挑戦</b></p> <p>長年受け継がれた技術の継承に向けて、独自の加工技術に現代のニーズを取り入れ、受注生産だけじゃない新製品の開発を実施。</p>                |

事業者が取り組むプロジェクトの内容を、より効果的なものにしていくために、専門家が2回の個別相談を通じて計画策定を支援し、計画実行終了時点のフォローアップを行います。

## SETA LIGHTの支援ステップ



## SETA LIGHT 詳細スケジュール (予定)



キックオフイベントは採択事業者全体で下記の日程で三軒茶屋駅近郊（予定）にて実施予定です。採択通知の連絡後すぐの開催予定となりますので予めスケジュールの仮登録をお願い致します。

第1回採択事業者キックオフ…9/15(火)18:30-20:30

第2回採択事業者キックオフ…11/17(火)18:30-20:30

### SETA LIGHTの個別相談日程

個別相談は全2回で実施予定日は以下のとおりです。**原則対面で開催します。なお、個別相談の出席については、補助金の交付要件になりますので必ずご参加ください。**

開催場所(予定)：〒154-0004 東京都世田谷区太子堂2丁目16-7 三軒茶屋分庁舎

| 第1回採択事業者・個別相談日程 |                          |                          |  |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|--|
| A日程             | 1回目：9月30日(水) 18:00-21:00 | 2回目：1月13日(水) 18:00-21:00 |  |
| B日程             | 1回目：10月7日(水) 18:00-21:00 | 2回目：1月20日(水) 18:00-21:00 |  |
| 第2回採択事業者・個別相談日程 |                          |                          |  |
| C日程             | 1回目：12月2日(水) 18:00-21:00 | 2回目：2月10日(水) 18:00-21:00 |  |
| D日程             | 1回目：12月9日(水) 18:00-21:00 | 2回目：2月17日(水) 18:00-21:00 |  |

※選択した日程の両日とも出席してください。

#### 4. 補助金支援

新たなプロジェクトの実行に係る経費の一部を補助：補助上限 50万円（補助率 2/3）

※事業実施に必要な資金の融資あっせん制度（本人負担率 0%）による支援も併せて実施いたします。

※補助金は、対象経費の全額支払い後に交付します（精算払い）。事前の概算払いはできませんので、ご注意ください。

##### <補助対象経費>

補助対象経費は新規プロジェクトのための必要最低限の経費で、本事業の対象として区分できるもの、かつ証ひょう書類によって金額等が確認できるもののみとなります。なお、補助対象事業を行うにあたっては区分経理を行ってください。

| 経費区分         | 説明   | 補助対象「外」となる例  |
|--------------|--|--|
| 開発費          | <p>製品・商品の試作品の作成に伴う原材料費<br/>設計・デザイン・製造・改良・加工費<br/>梱包・包装資材・器具等の購入費 など</p> <p>※原材料費等については管理表（任意様式）を備えた在庫状況を明確にしておくこと。</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使い切らなかつた原材料、梱包・包装資材の経費</li> <li>・販売を目的とした製品、商品等の生産や調達にかかる経費</li> </ul>   |
| 機器・備品<br>購入費 | <p>事業遂行に必要な機械・装置・什器・備品等の購入経費（関連する通信サービス費等も含む）など</p> <p>※汎用性が高い電子機器類等については、補助金に上限を設けさせていただきます。</p> <p>例：パソコン 12 万円、スマートフォン及びタブレット端末 10 万 5 千円</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる取替え更新であつて新たな事業につながらない機械設置等の購入費用</li> <li>・パソコン、プリンタ、スマートフォン、タブレット端末、冷蔵庫など汎用性が高いものについて、区が承認するスペック・個数以外の費用</li> <li>・適正な取得価格の判別が困難なもの</li> <li>・使用頻度によって、賃借（リース・レンタル）することが望ましいもの</li> </ul> |

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| リース・レンタル費        | 事業遂行やイベント出展時に必要な機械・装置・什器・備品等のリース料やレンタル代 など   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース、レンタル契約に基づいて支払う経費のうち、補助対象期間外の期間に係る経費</li> <li>・当該事業を計画する以前から、既存事業等でレンタル・リースしていたもの</li> </ul>  |
| 賃借料              | <p>新規事業の実施のために新たに借りた施設等の賃借料（ただし、当該事業に必要な最低限の期間のみを対象）</p> <p>※当該経費区分に係る補助金の上限額は、1か月あたり30万円です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金、礼金、仲介手数料、共益費や駐車場代等</li> <li>・火災保険料、地震保険料等</li> <li>・事務所や店舗に係る通信費・光熱費等</li> <li>・申請者、親・子会社またはグループ企業が所有する物件または、申請者の三親等以内の親族が所有する物件に係る賃借料</li> </ul> |
| 工事費              | 新たな取組に必要となる店舗・施設などの内装変更の費用 など  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗/事務所兼住宅等の場合の住宅部分に係る経費</li> <li>・華美な装飾等の設置に要する経費</li> <li>・業態転換や新しい取組を伴わない単なる改装にかかる工事</li> <li>・躯体や壁を含む増改築工事</li> </ul>                             |
| 広報費              | Webサイト・PR動画制作費（ドメイン取得など関連費を含む）、チラシ等印刷物の制作費、看板・POP・のぼり等の制作費、PRするための広告掲載費 など                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製作物に申請者以外の事業者名やブランド名が記載されている場合</li> <li>・新規事業に関係のない広報物</li> <li>・補助対象期間内に配りきれなかった広報物（按分）</li> <li>・ギフトングした製品に係る経費</li> </ul>                         |
| システム構築・システム登録利用費 | ECサイトの構築費、予約受付システムの搭載費用、ライブコマース等のオンラインシステム構築費（既存システムの登録・利用に係る経費を含む） など                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象期間を超えた部分のサーバーレンタル料</li> </ul>  |
| 臨時人件費            | <p>新しい事業に取組むために必要な人件費、専門的知識・技術等を有する外部専門家（コンサルタント等）への報酬</p> <p>※金額が社会通念上妥当であり、また、指</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の人件費</li> <li>・出勤簿等により、既存事業と新規事業の勤務時間を明確に分けられていることの判断が難しい場合の人件費</li> <li>・申請者の三親等以内の親族に対する報酬</li> </ul>  |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
|             | <p>導助言を受ける専門家のプロフィール及び指導・助言内容が明確であることが必要です。（金額については区が承認した範囲内とする）</p> <p>※当該経費区分に係る補助金の上限額は総額45万円とする。</p> <p>※雇用契約書や出勤簿、業務日報等の提出が必要です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則や労働契約に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働</li> <li>・茶菓子、飲食、娯楽、接待等の費用</li> </ul>                    |
| 展示会等<br>出展費 | <p>新製品・商品等を展示会などに出展または商談会に参加するために要する経費（インターネットによる出店を含む）など</p> <p>※参加者などから料金等を徴収している場合は、その分を差し引いた額</p>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・商談会等がかかった飲食代</li> </ul>  |
| 委託費・<br>外注費 | <p>事業遂行に必要な業務の一部を委託・外注する際に支払われる経費</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業に関係のない経費</li> <li>・委託、外注先の資産となるもの</li> <li>・申請者から受託した者が、受託業務のすべてを第三者に再委託した場合</li> </ul> |

**※消費税及び地方消費税など租税公課、旅費・飲食費・汎用性のある消耗品費、  
各種許可手数料、光熱水費、建物・土地購入費、負担金などは対象となりません。**

**※申請書類に記載いただいた経費であっても、補助対象経費に該当しないことがありますので、経費が確定した段階で、必ず事前にご相談ください。**

**<そのほか以下に該当する経費は支援対象外とします>**

- ・販売を目的とした製品、商品等の生産や調達にかかる経費（機器・備品購入費などを除く）
- ・参加者から出展料など直接の収入がある場合

※基本的には、「（補助対象経費－収入）×補助率2/3」の計算により、補助金額が減額されます。

- ・契約から支払いや決済までの一連の手続きが、補助対象期間中に行われていない場合
- ・区の事業承認前に、発注・購入・契約など実施したもの

- ・見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書、写真等の証ひょう書類が不備の場合
- ・他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- ・写真等で、資材・販促物の使用が確認できない場合や、明細書と写真が一致しない場合
- ・申請者及び申請者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に要する経費
  - ※「会社」には個人事業者、法人及び団体等を含む。
- ・口座振込以外の支払い（現金、カード、クレジットカード、電子マネー等での支払いは原則不可）
  - ※ただし、口座振込による支払いが不可能なものについてはその合理的な理由を申請し、区の承認を受けた場合には、口座振込以外の支払いが可能となります。
- ・ギフトカードやポイントで購入した経費
- ・当該補助対象経費を購入したことにより付与されたポイント（金額）
- ・茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合
- ・適正な価格の判断がつかない場合
- ・委託、外注等により製作されたもので、申請者の資産とならないもの
- ・委託先や契約・実施・支払いが不適切な場合
- ・交付申請書や実績報告書などの作成にかかった経費
- ・補助事業とその他の区分が明確でない経費（例：補助事業のチラシに区外店舗の広報も掲載している場合、補助事業分の対象経費が明確にできないサブスクリプションサービス等）
- ・振込手数料
- ・フランチャイズ加盟金
- ・政治活動又は布教活動と認められる経費
- ・専門家との個別相談により作成した事業計画の内容と一致しない経費
- ・その他、区が適さないと判断する経費（間接経費、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費など）

## 5. 申請手続・審査について

### (1) 申請書類及び期間

応募の方は以下の書類を準備し、次の日程までに提出してください。

#### <応募期間>

第1回 令和8年7月1日（水）～ **令和8年8月14日（金）**

第2回 令和8年9月1日（火）～ **令和8年10月14日（水）**

#### <応募書類>

提出もれが無いよう、以下にをしながら必要書類を確認・揃えてください。

1. SETA LIGHT（世田谷区イノベーション創造支援プログラム）応募申請書

ダウンロード先 <https://setacolor.tokyo/file/2026/application.xlsx>

2. 現在の事業内容などが分かる資料（事業パンフレットなど）

3. 登記簿謄本などの写し

【法人の場合】発行後概ね3か月以内の「履歴事項全部証明書」の写し

【個人の場合】

(1) 税務署の電子申告・申請システム（e-Tax）で開業届を提出した方

・個人事業の開業等届出書の写し

・電子申告・申請システム（e-Tax）より出力される「受付結果（受信通知）」

(2) 税務署の窓口で開業届を提出した方

・個人事業の開業等届出書の写し

※「個人事業の開業等届出書」の写しがない場合は、税務署で「保有個人情報の開示請求」を行い、税務署へ提出されたことが確認できる書類を取得し、ご提出ください。

※事務所・事業所が区内に存在することが分からない場合は、追加の書類を提出いただきます。

4. 直近2期分の確定申告書類（電子申告の場合は受信通知があるもの）の写し

【法人の場合】

・確定申告書

- ・法人概況説明書
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書など）

【個人の場合】

- ・確定申告書
- ・決算書（収支内訳書又は青色申告決算書）

（留意事項）※創業から2期経過していない場合

直近までの収支内訳/資産表・事業概況の分かる書類、今後の事業計画・収支予定・資金繰り表を合わせて2期分となるよう提出すること。

※法人設立前に個人事業者として同一の事業を行っていた場合には、個人の場合に提出が必要な書類を提出すること。

□ 5. 納税証明書の写し（完納済みのもの）

【法人の場合】直近の法人事業税・法人住民税の領収証書又は納税証明書の写し

【個人の場合】直近の個人事業税・住民税の領収証書又は納税証明書、非課税証明書の写し

※創業後、確定申告を迎えていない場合は、代表者の住民税納税証明書の写しなど

審査にあたり、追加で他の資料などを求める場合があります。また、提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。

（2）申請内容の審査

提出された書類等について、以下の観点から、外部専門家を含めた審査会にて審査を実施し、**全体で最大27事業者を採択いたします**。審査の流れは、次のとおりです。

書類審査：提出された応募書類等に基づき、書面審査を実施します。

※必要に応じて、事業の実態等を確認するため、オンライン面談、あるいは事務所・事業所まで訪問などさせていただきます。

※オンライン面談等については別途ご連絡します。第1回：9月上旬／第2回：11月上旬での開催を予定しています。

### 【審査観点】

- ・新規事業を企画立案・実施するにあたっての人的リソースを有し、的確な事業遂行を実行できる体制を確保できるか
- ・財務状況や資金調達など、今後の事業継続への資金繰りの見通しが立っているか
- ・事業者のプロダクト・サービス等について、一定の新規性やオリジナリティがあるか
- ・新たなプロジェクトが、事業環境の変化に対応した、有効な取り組みであるか
- ・事業者単体の安定や成長だけでなく、区内経済の発展や地域課題の解決につながっていく、モデルケースとなり得る要素があるか
- ・新しいプロジェクトを始めるきっかけや想いが事業遂行への原動力となり得るか
- ・支援終了後も自立的に事業化プロセスを進める意欲及び能力を有しているか

### (3) 通知等

審査結果（採択・不採択）については、応募締め切り後一か月程度で通知します。また、審査の結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

## 6. 個別相談・補助金の流れ

支援が決定した事業者には、SETA LIGHT運営事務局より、今後の流れについてご連絡いたします。なお、個別相談および補助金についての基本的な流れは以下のとおりになります。

### (1) プロジェクト計画の策定

事業者が取り組むプロジェクトの内容を、より効果的なものにしていくために、2名の専門家が対面で1回の個別相談を通して計画策定をサポートします。事業者は専門家からのアドバイスをもとにプロジェクト計画をブラッシュアップします。

### (2) 補助金の交付申請・決定

策定したプロジェクト計画の実行に係る必要経費について、補助金の交付申請を区に行

い、決定を受けます。 ※補助金は、対象経費の全額支払い後に交付します（精算払い）。事前の概算払いはできませんので、ご注意ください。

### （３）プロジェクト実施

交付決定をうけたプロジェクト計画書にしたがって実行にあってください。実施期間中に２回目の専門家と対面での個別相談の機会があり、プロジェクトの実績と振り返り、今後の事業成長のためのアドバイスをうけ支援終了までの完了を目指します。

### （４）支援終了【実績報告書の提出】

事業終了後、速やかにご提出ください。

第１期：事業終了から３０日以内もしくは１月２９日（金）のいずれかの早い期日

第２期：事業終了から３０日以内もしくは２月２６日（金）のいずれかの早い期日

### （５）検査・補助金支払

提出された実績報告書及び証ひょう書類をもとに、内容の審査を行います。（原則書類検査で、必要に応じて現地検査あり）

検査完了後、補助対象として問題がない経費については補助金を交付します。なお、補助金額は実績に基づいて算出されるため、交付決定額から減額となることがあります。

※提出期限までに揃った書類に基づき検査を行いますので、提出書類が不十分な経費についてはそのまま対象外経費として補助金が減額されますので、ご注意ください。

## 7. 事業者の義務

支援が決定した事業者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- （１）正当な理由により支援事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは支援事業を中止又は廃止しようとする場合は事前に区の承認を得なければなりません。
- （２）事業者は、区の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。

(3) 事業者は、補助金の交付決定に係る経費の支払いが全て終了した場合は、実績報告書を速やかに（30日以内）提出してください。提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(4) 補助事業により税込30万円以上で取得した財産（資産）又は効用の増加した財産（資産）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。補助事業終了後、別に定める期間以前に当該財産（資産）を処分（取り壊し、廃棄、転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分）しようとする場合は、事前に区にその承認を受けなければなりません。

なお、当該承認に係る財産を処分した場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付していただくことがあります。

(5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証ひょう書類等を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(6) 個別相談（2回）へ参加が可能な事業者を対象とします。

## 8. ネイバースクールSETAGAYAについて

「ネイバースクールSETAGAYA」はSETA COLOR（令和3年～令和6年度実施 世田谷区地域連携型ハンズオン支援事業）の取り組みから生まれた、世田谷区主催のインキュベーションプログラムです。アイデアを本気で事業化するためのビジネスプランを専門家や地域企業のサポートを得ながら約5ヶ月間がかたちにしていきます。SETA LIGHTと合わせての受講もおすすめのプログラムです。各コースの詳細や申し込み方法は、ホームページ（<https://school.setacolor.tokyo>）をご覧ください。

## 9. その他留意事項

(1) 本支援事業の実施により、直接・間接に関わらず生じた結果について、その責任は全て補助事業者に帰属し、区及び事務局は一切責任を負いません。よって、補助事業者の

承認のもと、事業を進めていくこととします。

- (2) 支援終了後5年以内に、事業所や事務所が区外へ転居した場合などは、年数に応じて交付を受けた補助金の一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 支援を実施した案件について、支援対象事業の概要、支援の内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること、次年度以降の事例として活用されることを前提に応募してください。なお、公表にあたり必要な素材等の提供にご協力ください。
- (4) 円滑な事業運営のため、申請書類等にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を専門家、審査員等に提供することがありますので、予めご了承ください。また、区の施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- (5) 計画策定段階で事務局から派遣する専門家は、プロジェクトの実現に向けた戦略や実行プランの設計を支援する役割を担います。また、プロジェクトの施策実行において、必要に応じて専門スキルをもった企業・人材を事務局及び専門家から紹介可能ですが、契約や依頼のご判断は双方で確認のうえ進めていただきます。
- (6) 補助事業が完了するまでの間、本事業に関する広報・PR等において、本事業名や採択に関する記載を行うことを禁止します。万一、これに違反して使用された場合、それにより生じた責任について、当区及び事務局は一切負いません。

【例】自社のチラシ等に「世田谷区 イノベーション創造支援プログラム SETA LIGHT (セタライト) に採択された」等と記載することは禁止します。

## 10. よくあるご質問 (FAQ)

ご質問及び回答についてはホームページ内 (<https://setacolor.tokyo/faq/>) にて公開・随時更新しておりますので、ご確認ください。